

## 横浜SSJ5事業所運営改革

新年を迎え今年度も終盤に入りましたが、横浜SSJ5就労支援事業所の今年度の運営状況は久保山、北部の委託費の削減と10月1日に発効された神奈川県最低賃金の改定(¥818→¥836)により、想定していたものの厳しい状況です。また、横浜市営斎場では年々増加する火葬件数に対応するために1日当たりの火葬枠が増え、私どもの業務量も増える一方です。こうした状況を見越して、横浜SSJでは昨年度「5事業所運営改革検討会議」をもち“より従業員主体の事業運営に”を目標とすることを決めました。今年度はそれに沿って具体的な取り組みを始めています。

特に5事業所の中でも従業員50名を占める久保山、北部両事業所では、従来からの早番・遅番(1日4.5時間勤務)のシフトに加え、F勤(1日6.75時間勤務)を設定、一定の条件を満たし希望する従業員が11月からこのF勤に入っています。F勤は運営改革案の中で上がった「従業員リーダー」の育成も念頭に置いた試行的な取り組みです。単に時間が長いだけではなく、日によって違う業務内容(火葬件数・会葬者数等)を把握し判断しながら働くという、より高度な役割が要求されます。当初はこのF勤に携わる従業員の体力面・体調面での不安はありましたが、始めてみると安定した勤務を継続できています。徐々にではありますが、従業員に各持ち場を任せられるようになってきた(従業員主体の事業運営への第一歩)と感じています。

今後も想定される厳しい状況の下で従業員リーダーの創設を始めとする、事業所運営改革をどう進めて実現していくか、まだこれからではありますが、この改革の一番の目的である“精神障がい者の雇用と働く場の確保、維持、継続”のために真剣に取り組んでいきたいと思えます。



5事業所施設長 星野 順平

### 編集後記

あけましておめでとうございます。楽しみにしていたお正月も終わり、正月疲れは残っていないでしょうか。今年は乾燥注意報が1ヶ月以上続き、火事やインフルエンザの流行が心配です。冬の節電をされている方もいらっしゃると思いますが第一にご自分の体調を大事にしてくださいね。今年皆様にとって良い年になりますように。

まめ



# 横浜SSJニュース

第13号  
2012年1月25日発行

発行：横浜SSJ  
(特定非営利活動法人 横浜市精神障がい者就労支援事業会)  
〒240-0004 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町1-10-5  
TEL 045-331-9083 FAX 045-331-9082  
発行責任者：理事長 菊地 綾子  
編集：横浜SSJニュース編集委員会  
印刷：ワークショップメンバース



## 障害者総合福祉法の行方



新しい年を迎えました。

昨年の3.11大震災と原発事故の復旧がまだ端緒に就いたばかりの感がある中で迎えた新年。希望を持ってとは言いかねます。

報道によりますと、震災がもたらした失業者12万人に上るとのこと、突貫工事で作られた仮設住宅は東北の厳しい寒さを守れない構造の問題があるといわれています。職もなく、居心地の良くない仮設住宅に住むことを余儀なくされ、しかも大切な家族友人を失ったりして失意のどん底にある皆さんは想像もできない大変な状況に置かれていると思います。朝からアルコールを飲んでしまう人。手にした義捐金でパチンコ屋(何もない中パチンコ屋はいち早くできているとか)で過ごす人。よりどころをなくした人が依存症になっていっているということも伝えられています。

市精連で「できることプロジェクト」を立ち上げ、櫻庭代表が率先して現地に向かったりもしましたが、精神障がい者は病院・施設は除いて市町村の福祉の窓口でも把握が困難という壁に阻まれて、まだ具体的な支援の手を伸べられていません。

さて、そうした大震災をめぐる大問題と、世界的な経済危機の中で2年半前に希望を持って成立した民主党政権は今や風前の灯、存続も危うい状態です。政権交代と同時に「障がい者制度推進会議」ができ、「障害者総合福祉法」の検討が行われてきましたが、民主党政権のマニフェストが次々破られるのと同じく、どうも実現不可能の方向になってきたのかなと思われまます。今回の「改正障害者自立支援法」を持って「障害者総合福祉法」にとって代わるという識者の見通しも耳に入ってきます。

とりあえず、「改正障害者自立支援法」の精神障がい者に関する部分をお伝えします。

- ②利用者負担の見直し → 応能負担に
- ③発達障害が自立支援法の対象となることを明確化
- ④相談支援の充実 → 市町村に基幹相談支援センターを設置  
→ 自立支援協議会を法律上に位置付け
- ⑥グループホーム(ケアホーム) 利用の際の助成を創設
- ⑦地域定着支援の個別給付化

以上が、「障がい者制度推進本部等における検討を踏まえて障害者福祉施策を見直すまでの間における障害者の地域生活支援のための法改正であることを明記」「平成24年4月1日施行(予定)」として示されました。

何が変わって何が変わらないのか？ 何を変えてもらうべきか？ 当会でも真剣に取り組んでいかねばならないと考えているところです。

理事長 菊地 綾子

## クレーン運転手裁判から考えること

栃木県鹿沼市で4月に起きた痛ましい事故の判決が、2011年12月18日に宇都宮地裁でありました。てんかん発作を隠して免許を取得、医師の指示にも従わず運転を続け、以前にも発作が原因だと認識していた事故を複数回起こしていた者が、児童6人をクレーン車ではねて死亡させてしまった事故。求刑は自動車運転過失致死罪としては最高刑の懲役7年ということだが、遺族は「求刑が軽すぎて納得できない」というコメントを出しました。

この件については、てんかんがある人々のための当事者団体である日本てんかん協会が「適切な治療を受ける助言・援助と、遵法による運転免許取得の啓発活動を進める」旨を事故直後から示していますが、働くために必要な運転免許、という観点から、精神障がい者の就労支援団体である横浜SSJとしても、様々な角度から検討・検証してみる必要ありと考えます。

日本の制度では、2002年6月の道路交通法改正より「特定の基準を満たすものを対象に、免許取得の拒否や免許更新の取り消しを行うことができる」とする方式（相対的欠格事由に基づく方式）をとっています。

以下、道路交通法抜粋。  
免許を与えられないもの

①	統合失調症(自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。)
②	てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
③	そううつ病(そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。)

逆に言えば、それぞれの要件を満たしていれば（また、二輪免許や大型免許でなければ）、①主治医等の適切な医療を受け、②条件を満たし、③病気を正しく申告した上での免許取得や免許更新が可能になるということになっています。

義務を果たすことで権利を得る、今回の事故・裁判を通し、様々な角度から運転免許や医療、法律について考えてみませんか。

横浜SSJジョブアシスト横浜・ワークショップメンバーズ・さら施設長 青柳智夫

変でした。それに、器なども一人では追いついていけないので、二人で協力して作業をしています。受け取りがある程度覚えてきたら、次は洗い物をしたお椀を運んだりする仕事を任されて、徐々に出来る様になってきました。その様な形で、曜日ごとに残飯を捨てる作業、受け取り作業、運ぶ作業を決めています。その時には、週3日で8時間、働いていました。

私は、一つ一つを確実に覚えてから次の作業をしないと中々覚えていけないので、親方も分かっていたのか、一つ一つ覚えてから次の作業を私に任すようになってきました。洗い場はチームワークが必要です。お椀などを運ぶ作業では、洗っている方が二人います。その人が運ぶのには時間がないので、それを瞬時に見分けて運び専門の人が必要となるのです。そのタイミングを考えて運びます。二箇所ですべて洗っているのでも、運びの作業は神経を使うので非常に疲れます。でも、今ではこなせる様になってきました。今の職場では、あまり丁寧に教えて頂けません。それは、先輩も自分の仕事があるので、なるべく見て覚えていくことが要求されてきます。休憩時間にコツとかを教えて頂いて、仕事の時間になるとそれをインプットして思い出しながら働いていきます。運ぶ作業は、フリーという形なので、なるべく人が足りてない場所に手伝いにいくという判断力も必要になります。そのように、フリーが一番考えていけないといけません。洗い場の方達が私の事を必要と言ってくれるので、遣り甲斐があります。休憩時間もそれ程皆様と話はしないのですが、優しく接してくれています。

それは、挨拶ややる気を見せて、自分なりに精一杯仕事をしていけば、周りの方は皆、見て頂けるので、優しく接してくれるようになると思います。

働きに来ている以上、仕事のスピードと丁寧さが要求されるので、それを自分なりにこなしていけば周りは認めてくれます。どの仕事も、自分のやる気、気持ちで自分への自信に繋がって、周りの人の見方が変わって来ると思います。

洗い場は、冬は寒くて夏はとにかく暑いです。今年の夏は非常に暑くて、汗だくの日々が続きましたが、非常に有意義で楽しかったです。

この様に、仕事も楽しみながらマイペースでやる気があれば、覚えるのが確実に早くなると思います。

先月の20日から、週5日で8時間勤務です。

今後はもっと会社に貢献して、いつかは正社員になれる日を願って自分のペースで努力していきたいと思っています。

元久保山事業所従業員 企業社員 松田 豊



て頂きました。

久保山事業所で身に付いたのは、自分のペースを掴みながら職場の人と協力して、丁寧さも大事ですがスピードも大事だと教えて頂きました。マイペースでそのスピードで働けるようになってきたので何事もマイペースが一番と覚えました。段々仕事にも慣れていき仕事に対する自信や働ける喜びなどが沸々と沸いてきて、一般就労を目指すようになりました。そこで、2008年12月に(株)イズミ産業 広美の洗い場で3カ月のチャレンジ就労をしました。

面接のときに病気のことを伝えて理解し雇っていただきました。

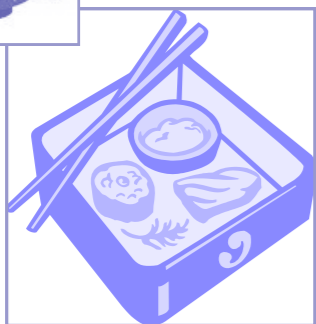
私は職場の方全員に病気の事を話しました。それは何故か？

自分自身隠す事が嫌いで、病気である事を知って頂いて、甘えかもしれませんが、無理して動くと思いがちになってしまい迷惑を掛ける恐れがあるのと、一番は再発が怖いと思っていたから。迷わずに話すことが出来たのです。職場も突然休まれると困るので、洗い場の方達にも協力して頂いております。その結果徐々に症状も安定してきています。

洗い場の仕事の内容をお話したいと思います。

洗い場には、流し作業、受け取り作業、調理に使う物を洗う作業、グラスやお椀などを洗う作業、残飯を捨てる作業などがあります。

私は、週2日で4時間という短い時間で働き始めました。洗い場では、一日7、8人という人数で働いています。私の仕事といえば、残飯を捨てる事を主にしていました。不安や緊張で体調を崩すのではと思っておりましたが乗り切ることができました。それに、親方は厳しい方で、出来ないとどんどん指摘してきます。でも、やる気はあるのでめげずに、マイペースで働いていこうと決めていました。残飯を捨てる仕事は、瀬戸物やプラスチックの器があって、それを仕分けして決められた箱に置くという作業です。それに、お弁当箱も数種類とあるので覚えるのが大変でした。その箱も色々な種類があるので、どの時に使用するかを考えてします。入って3ヶ月くらいはその作業を任されてしていました。チャレンジ就労の3カ月の間は、辞めたいと思う時もありましたが、色々な方に相談して何とか辞めないで働き続けました。



チャレンジ就労が終わり、本格的にイズミ産業で働く事になった時には、日数は変わらず、一日の時間を6時間にして、残飯の他に機械から流れてくるお弁当箱や器を受け取る仕事も任されるようになりました。受け取りは、スピードが大事だから2人でします。何故2人かといいますと、一人は受け取って、もう一人が濡れたお弁当箱などを拭く作業をします。拭くのにスピードが要求されるし、水気をなくさないといけないので慣れるまで大

## 2011年度多機能型事業所

### 就労および定着支援の状況

2010年7月障害者雇用促進法の改正が行われ、短時間労働者を含めた法定雇用率制度となった他、障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されるなどし、当初は大きく障がい者雇用を推進させる力になるのではと予測されましたが、すぐには大きな変化は感じられませんでした。しかしながら、2011年度になるとじわじわとその影響が出始め、2012年1月時点で多機能型事業所から11人が一般就労へ結びつく結果を得ることが出来ました。

就労移行支援事業所 利用者のたゆまぬ努力はもちろんのこと、高い就労準備性と、ハローワーク、就労支援センターとの強固な連携により得られた結果であると考えます。

また、今年度の傾向としてこれまでと違いSSJ事業所への就労が1名、10名は一般就労へ、また10名は就労支援センターへの登録をされ、就労および定着支援を多機能型事業所と就労支援センターと連携をとって行っているということが特徴かと思えます。

一般的に精神障がい者が苦手とする接客の仕事に就かれた方もあれば、SSJの公園管理業務での仕事を“天職だ”と励んでいる方もあります。精神障がい者の就労の職域の拡大と個々に見合った就労の場はあるのだと実感しております。

一方で、職場定着支援が私たちの最大の課題であることも日々肝に銘じるところです。定着支援をしていく中で、日々利用者から職場から様々な相談が入ってきます。“仕事が覚えきれない” “どのように指導すれば良いのか” 仕事がやれているのに “やれていないのではないか” “もっと頑張らなければ” などと就労している人の数だけ悩みがあります。ジョブコーチとして、支援者としてかなりの場数を踏まないとなかなか適切な助言はできませんし、仕事を遂行するのは本人であり、本人の頑張りを見守り、励まし、時には叱咤し雇用を継続していくのは企業であり、職場の力です。双方のパワーのベクトルやバランスが保たれなければ障がい者の就労は継続しません。JCや支援者が多少なりとも応援できる部分があるとすれば、就労した後も本人と会い、話を聞き情報収集をすること、本人、企業ともが無理を強いられない、折り合いのつく業務なり働き方の提案をさせていただくことでしょうか。

終身雇用が当たり前でなくなり、また障がい者雇用が年々進む中、更に労働者、企業双方がハッピーな就労支援を目指していきたいと考えます。

多機能型事業所(ジョブアシスト横浜・ワークショップメンバーズ)サービス管理責任者  
松本和世

#### ①精神障がい者の職場定着支援は、何故必要なのか？

・就職先企業の「何かあった時の対応についての相談先がほしい」という期待、障がい者本人の「就職したい気持ちと支えてほしい気持ちの併存」に起因する不安、心の揺らぎを解消し、安心して働き続けるため他、と考えています。

#### ②精神障がい者の職場定着支援は、誰が行うと一番効果的にできるのか？

・就職準備のためのトレーニング、職探しの手伝い、仕事以外の相談も、一貫して行ってきた施設の職員で一定レベルのジョブコーチのトレーニング(障がい者、その家族、雇用する企業の3者を支える技術)を受けた者が行うことが最善と考えています。

#### ③精神障がい者の職場定着支援は、どのくらいの期間行う必要があるのか？

・経験上、並びに複数の根拠論文によると、少なくとも1年以上、理想は複数年の定期的な支援が必要と考えます。地域障害者職業センターにおけるジョブコーチ支援事業には、数週間の事前支援、数ヶ月の本支援、1年間のフォローアップ期間、という3段階の支援が、全国で実施されています。その制度を活用したり、その制度に準ずる方法で職場定着支援を行うことが望ましいと考えます。

2011年シンポジウム報告

2011年9月22日に実施したシンポジウムから働いている人の文章を参考にして下さい。

当事者発表抜粋して報告します。

参加者150名 ( 支援機関利用者51名、支援機関関係者46名、当事者従業員27名、講師等9名、企業関係者7名、個人7名、来賓3名 )

薬を飲みながら働く

横浜SSJ北部事業所に勤めて、7月で丸8年になります。現在では先輩を含めて作業をリードする役目をこなさなくてはと自覚していますが、リーダーシップに欠ける面もあり、いささか苦勞をしています。

齋場に勤めるきっかけは、他の齋場に勤めていた作業所の友人の話聞き、その待遇に魅力を感じました。当時、現状に不安を感じていた私には、一日働いて一日休むというシフトはありがたいものでした。

北部事業所での仕事は、A-休憩室、B-湯茶室、C-ホール、D-売店・喫茶の四つのポジションがあります。

以前はA-B-C各ポジションにスタッフがついて指導していたのですが、現在はメンバーだけでチームを作り作業を行っています。それにより各人の自覚が強まりほとんどの作業は自分たちで責任を持って行っています。疑問点はメンバー同士で相談して、それでも解決しないときはスタッフに尋ねています。スタッフの存在は心強くもあり感謝しています。その仕事ぶりには見習うべき点が多くあります。



チームには作業の早い人、遅い人共にいますのである程度の配慮が必要です。遅い人は病状のために重い薬を服用している人などです。チームの中での作業量のアンバランスにより精神的にも不満がでると思いますが、遅い人もそれなりに作業しての結果であり仕方がないと思っています。大切なのはチーム内でのコミュニケーションです。作業の途中、今のペースでは間に合わないから少し早くしようと話せば皆さん作業を進めるうえで納得がいくと思います。早い遅いはあってもそれぞれ互いの立場を理解して共に作業していることが必要ですし、チームの能力を高めようとする気構えが大切です。

D-売店・喫茶ではお客様と直接かかわりますので、他のポジションとは違う緊張感があり、対人対応に難がある私にはきついところですが、それだけにじかにやりがいを感じるころでもあり、一日無事すごせたときには何とも言えない充実感があるポジションです。ほかにも対人対応が苦手であるとうかがえる方も、何人かこのポジ

ションについています。みな自分に対するチャレンジの気持ちがおありなのではと推察しています。

今の私には働くことが楽しいです。働くのは人の心に働きかけることでもあり、心と心がつながるときでもあります。たとえばトイレ掃除にしても、使う人のことを考えて作業をするのは大切なことです。たばこの吸い殻交換へ行って、ありがとうと声をかけられるのはうれしいものです。人の心と心がつながる一瞬でもあります。労働によって得られる対価は大事ですが、自分の行う仕事がある。そのこと自体が大切だと思います。

責任を果たした時の充実感は、何物にも代えがたいものです。

薬を飲みながら働くのはある意味つらいものもあります。薬の効き目も一定ではなく、主にその時の体調により波があります。一日中眠くて職場に行くのが億劫になります。イライラや、猜疑心が妙に強くなります。

その時のために自分の性格をよく知ることは、統合失調症の患者には重要だと思います。本を読み、音楽を聴いて感想文を書く、マージャンをするなど、自分を客観的に見る機会を持つのは有意義なことです。中でも重要なのは人付き合いです。自分をよく知る友は思いがけない自分の性格を、指摘してくれることがあります。又、時に人は自分の鏡でもあります。友人を理解するのは自分を知るのに同じくです。



それはまた病気と対峙するときにも同様です。イライラや猜疑心は自分の性格なのか、病気からくるものかを見極めるには普段の訓練が役に立ちます。

横浜SSJの事業所はここで経験を重ねた人たちが、やがて一般社会に参加し自立していくための力をためる場でもあります。私の同期生のお一人は資格試験に合格して職員になっています。又、もうお一人は障害をオープンにして一般就労されています。

ご拝読ありがとうございます。

横浜SSJ北部事業所従業員 佐藤 修

一般就労を始めて 2年9ヶ月

2006年6月に久保山事業所に働き始めて、最初は久保山事業所で働けるか自信がありませんでした。そんな不安の中、久保山事業所では、色々と人間関係や、仕事の大切さ、そして、自分のペースで何処まで働く事が出来るのかなど、沢山の事を勉強させ